

令和2年5月10日発行 通巻258号 (発行/一般社団法人 西新井法人会)

西新井法人会報

NISHIARAI HOJINKAI

2020
5
vol.258



笠間稲荷神社の藤



表紙
笠間稻荷神社の藤

目次

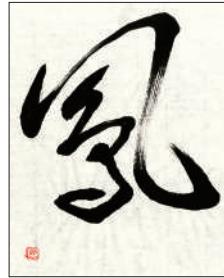
卷頭コラム “鳳”	
「地域の変化」	
第七組織委員長 藤沼 次男	2
令和2年度	
西新井法人会本部役員名簿	3
令和元年度報告	
令和元年度 事業概況報告書	
令和元年度 事業実施報告書	4
貸借対照表	
令和元年度 正味財産増減計算書	5
財務諸表に対する注記	
第44回通常総会のお知らせ	6
社会貢献委員会	
足立区社会福祉協議会へ未使用タオルの寄贈	7
社会貢献委員会	
第7回恋活パーティー延期について	7
三部会	
合同新年研修会	8
広報委員会からのお知らせ	
令和3年度「西新井法人会報」印刷担当会社募集について	8
女性部会	
新春 明治座観劇会	9
第42回一泊研修会・親睦会のお知らせ	10~11
令和2年度 税制改正大綱	12~13
西新井税務署からのお知らせ	14~15
足立都税事務所からのお知らせ	17
警察だより	
消防署だより	18
東京税理士会	19
催しものインフォメーション	20
決算法人説明会・新設法人説明会	
表紙のことば／編集後記	
税務無料相談室	21



地域の変化

第七組織委員長
藤沼 次男

卷頭コラム



小川節子 書

私が昭和52年足立区梅田5丁目(株)藤信製作所に入社して早いもので42年がたちました。当時梅田地域は下水道が整備されていない為、大雨が降れば水が溢れていきましたが、その後下水道工事が始まり、今では大雨が降っても水が溢れることがなく都会らしい町になり衛生的にも良くなりました。

梅田・西新井地域には多くの工場が有り、近隣の商店も活気に溢れ物価の安い住みやすい街でした。が、西新井駅西口に大型店舗ができたことや、近隣の商店主も高齢化と後継者がいない為あまり元気もなくシャッター街になっているのが現状ではないでしょうか。

年号も昭和から平成の時代に移り、町の風景もこの頃から変わり始めました。工場の跡地にはマンションが建設され、面積が小さい所には建売住宅かアパートが建つようになりました。梅田第2支部でも、梅田5丁目から梅田8丁目の地域だけでも50世帯以上の大型マンションが12棟ぐらい建っているのですが、現在のマンションは大部分がオートロック化されており、インターホンでの挨拶にしても顔が写るので見知らぬ人には居留守をつかわれる事もあります。この様な事もあり、梅田第2支部の松本支部長を始め、副支部長の皆様は会員増強運動に大変苦戦しておりますが、一致団結して目標に向けて頑張りたいと思います。



令和2年度西新井法人会本部役員名簿

氏名	役職担当職	法人名
----	-------	-----

正副会長		
鈴島 健	会長	(株) 丸 鈴
鈴木 勝廣	副会長・総・研	鈴木運送(株)
安江 文博	副会長・財・厚	千代田紡織(株)
木村 公平	副会長・サ・源	(株) 一秀
木本 高一朗	副会長・税・社	(株) ドンレミー
小金井 勝利	副会長・組織	京北開発(株)
小川 節子	副会長・広報	(株) グラスユーリング
金子 俊二	副会長・青・女	金子建設工業(株)

常任理事		
白井 譲	総務委員長	白井運輸(株)
横瀬 幸弘	財務委員長	東新油脂(株)
岩野 亮一	第1組織委員長(兼)	(株) 岩野土建
元井 一壽	第2組織委員長	(有) 元井石材店
齋藤 正	第3組織委員長	(株) リピック建設
井上 治男	第4組織委員長	(有) 田辺石油
齊藤 実	第5組織委員長	(株) 大江戸
茂木 繁	第6組織委員長	日成商事(有)
藤沼 次男	第7組織委員長	(株) 藤信製作所
川上 雅俊	第8組織委員長	カントー(株)
内田 喜一	税制委員長	(有) ゴーファイブ
市川 貞弘	広報委員長	(有) 酒のいちかわ
渡邊 浩	研修委員長	(株) ふそう運搬社
澤谷 義一	厚生委員長	日本衛生(株)
小泉 公男	サ事委員長	東栄興業(株)
松崎 顯治	社会貢献委員長	(有) オフィス松崎
清水 充	源泉部会長	清水化学工業(株)
小倉 哲也	青年部会長	小倉鉄工(株)
大塚 ヒサ子	女性部会長	(株) 写真の大塚

理 事		
岩野 亮一	舎人支部長(兼)	(株) 岩野土建
福田 義和	入谷支部長	(有) フルール花ぐみ
井出 欽一	北足立市場支部長	千印青果(株)
鈴木 道啓	古千谷伊興支部長	スズキパック(株)
加藤 勝久	西伊興支部長	フジサービス(株)
熊倉 勇	伊興第一支部長	(有) くまくら

氏名	役職担当職	法人名
----	-------	-----

理 事		
米川 豊	伊興第二支部長	米川商事(有)
江川 彰一	西新井第一支部長	(名) 武蔵屋
足立 賢一	西新井第二支部長(代理)	(有) 西賢
岩田 幹生	栗原栄町支部長	エモーションプラス(株)
名取 鉄朗	島根栗原支部長	(株) エヌ・アンド・エス
小林 満	加賀鹿浜支部長	(有) テイホク自動車
松岡 隆司	谷在家皿沼支部長	(株) アイワコピー
小山 豊	鹿浜支部長	小山企画(有)
林 俊二	堀之内椿江北支部長	(株) 林地下工業
神林 京子	江北支部長	太陽工業(有)
川名 一重	扇支部長	(有) 川重倉庫
小澤 榮男	本木支部長	(株) 小澤鍍金工業
欠塚 勝郎	関原支部長	(有) 欠塚製作所
汲田 浩昭	西新井本町支部長	(株) K・G・B
茂木 芳治	興野支部長	(有) 茂木観光
福永 誠二	梅島支部長	(株) 福永工務店
吉田 誠一	梅田第一支部長	(株) 生花千草園
松本 一郎	梅田第二支部長	(株) マツモト
諫訪 法和	新田支部長	太陽プラント(有)
坂田 和夫	宮城支部長	(株) マルサン
渡部 淳一	小台支部長	(株) 渡部工務店
影山 幸一郎	総務副委員長	(株) 影山工務店
池田 達也	財務副委員長	(株) 東京文化総業
山崎 純徳	税制副委員長	(有) 山崎保険事務所
永田 一雄	広報副委員長	(株) 梅田鍍金工業所
高橋 光子	研修副委員長	昭文堂事務機(株)
田中 正憲	厚生副委員長	(株) サンライト商事
野口 松一郎	サ事副委員長	(株) 野口製作所
高橋 康文	社会貢献副委員長	(株) クリスマス
跡部 和巳	源泉副部会長	(株) 前田製作所
青木 崇憲	青年副部会長	ワールド自興(株)
八木 富美子	女性副部会長	(宗) 氷川神社

監 事		
星野 賢治	監事	星野商事(株)
渡辺 善吉	監事	(株) 渡辺製作所

令和元年度 事業概況報告書

令和元年度は、平成が終わり新元号の幕開けの年になりました。祝賀ムードも冷めやらぬ中、様々な出来事が日本全体を駆け巡りました。

前年度に引き続き自然災害が猛威を振るった年でした。6月18日に新潟県で震度6強の山形県沖地震が発生し、重軽傷者30人以上、9,232戸が一時停電しました。また、8月27日の九州北部豪雨は数十年に一度の非常事態と発表され、災害警戒レベルは最も高いレベル5に指定されました。9月9日に関東地方に上陸した台風15号では、暴風による住宅被害が7万棟以上に、また長期に及ぶ停電が93万戸に及ぶなど千葉県を中心に甚大な被害となりました。10月12日に伊豆半島に上陸した台風19号は記録的な大雨となり、土砂災害や堤防の決壊による河川の氾濫も各地で発生しました。死者・行方不明者は90人以上となり、台風としては初の特定非常災害に指定されました。毎年発生する自然災害から生活や暮らしを守るために、一人ひとりが防災・減災の意識の在り方を考えさせられる一年となりました。

政治経済に目を向ければ、7月21日に実施された第25回参議院議員通常選挙では自公政権が改選過半数を獲得しました。これによって、争点のひとつとされた消費増税の是非が国民の信任を得たとの判断で、10月1日より消費税が10%に増税されました。更なる社会保障の充実と安定が期待されます。同時に経過措置として軽減税率の適用とキャッシュレス決済によるポイント還元が適用され、国民生活にもキャッシュレスが加速的に拡大しています。

総務省は、12月の完全失業率が2.2%と前年度に引き続き低水準であり、有効求人倍率は1.57倍とこちらも前年度と同様に高水準であると発表しました。また、4月1日より外国人労働者受け入れ拡大に向け、改正出入国管理法が施行されました。建設・農業・介護など14業種で深刻な人手不足からの脱却が期待されますが、在留資格である特定技能の取得者が1,539人と目標の3.2%程度にとどまり、普及加速が急がれます。

世界に目を向けると、米中貿易摩擦も激しさを増し、世界経済の減速からわが国の外需は更なる弱まりを見せました。12月の内閣府発表によると、内需では消費増税や災害の多発の影響も大きく、10~12月の実質国内総生産（GDP）は前期比で年率マイナス6.3%の成長率となりました。米中関係が予断を許さない中、世界的に新型コロナウイルス感染拡大など不確定要素が加わり、先行きは不透明なままであります。

また、年末には驚きの逃亡劇も発生しました。金融商品取引法違反と会社法違反（特別背任）の容疑で起訴され、その

後保釈中であったカルロス・ゴーン被告がレバノンに密出国しました。レバノンとは犯罪人引渡し条約を締結しておらず、プライベートジェットの利用客は保安検査の法的な義務を負わないなど、事件当時の制度の隙間を狙った、日本の司法制度やコンプライアンスについて改めて考えさせられることとなりました。

SDGs（持続可能な開発目標）を始めとする環境問題への意識も高まりを見せています。6月28日、29日に開催されたG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみ汚染や気候変動が重要な議題となりました。中国の廃棄物輸入規制が続き、各国内での処分が求められる中で優れた廃棄物収集・処分技術を持つ日本は、アジア諸国での技術向上への取り組みも重要視されています。

また、日本人の活躍も目立った年でした。東京オリンピックを控えるスポーツ界では、ラグビーワールドカップが日本で初めて開催されました。日本代表は初の決勝トーナメントに進出し、ベスト8の結果を残しました。大会を通して日本中が大きな盛り上がりを見せ、「ONE TEAM」が流行語大賞に選出されました。一方、電気自動車やワイヤレス機器での利用が期待されるLIB（リチウムイオン二次電池）の開発によって、吉野彰さんがノーベル化学賞を受賞されました。

こうした状況のもと、本会は「法人会の基本的指針」に則り、令和元年度事業計画の諸事業を達成するため、最善の努力を傾注して参りました。

組織拡大事業は、会員増強期間を年度末まで延長して行い、令和2年3月末現在、稼働法人数7,150社、会員数5,617社、加入率78.6%という会員数5,000社以上の大規模法人会の中にはあって、20年連続加入率第1位を維持することができました。研修事業では11月22日に、帝京科学大学客員教授で足立区出身の浅井えり子氏を招いて「走り続けて思うこと」と題した講演会を開催し、100名を越えるご参加を戴き盛況裡に催すことができました。ですが、本年度は残念ながら台風19号の影響により、社会貢献委員会、青年部会、女性部会が共催で毎年社会貢献事業の一環として参加している「足立区民まつり」は中止となり、また、「第7回恋活パーティー」、「第42回法人会研修会」そして「舍人公園千本桜まつり」までが、新型コロナウィルスの蔓延により延期または中止という活動自粛を余儀なくされました。

第43回通常総会の決議に基づく諸事業を概ね計画通り遂行できましたことは、偏に税務当局の適切なるご指導と、会員各位の絶大なるご協力の賜と深く感謝申し上げる次第です。

令和元年度 事業実施報告

会報発行状況について

第254号	32ページ	令和元年	5月10日	5,500冊
第255号	32ページ	令和元年	9月5日	5,500冊
第256号	32ページ	令和元年	11月5日	5,500冊
第257号	32ページ	令和2年	1月10日	5,500冊（カラー）
合計				22,000冊

税務無料相談室の利用状況

西新井税務経理指導所との契約相談件数	38件
--------------------	-----

会員異動に関する事項

平成31年4月1日	5,564社
入会	165社
退会	112社
純増	53社
令和2年3月31日現在	5,617社

行事回数及び参加人員数

理事会	4回	延	224名
委員会	83回	延	1,542名
源泉部会	17回	延	259名
青年部会	21回	延	315名
女性部会	22回	延	373名
新設・決算法人説明会	12回	延	186名
全法連	14回	延	71名
東法連	38回	延	157名
六団体長会、税務連絡協議会	10回	延	145名
その他会議、研修会等	12回	延	3,823名
ブロック会	59回	延	1,003名
支部会	219回	延	4,662名
合計	511回	延	12,760名

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	20,487,257	17,108,758	3,378,499
流動資産合計	20,487,257	17,108,758	3,378,499
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0
(2) 特定資産			
什器備品購入積立預金	1,000,000	3,559,000	△2,559,000
建物減価償却引当預金	17,526,351	17,526,351	0
特定資産合計	18,526,351	21,085,351	△2,559,000
(3) その他固定資産			
建物	56,065,797	59,977,421	△3,911,624
建物付属設備	4,844,753	4,673,757	170,996
構築物	1	1	0
什器備品	243,518	393,211	△149,693
土地	245,141,299	245,141,299	0
電話加入権	240,491	240,491	0
ソフトウエア	0	724,500	△724,500
出資金	30,000	30,000	0
その他固定資産合計	306,565,859	311,180,680	△4,614,821
固定資産合計	330,092,210	337,266,031	△7,173,821
資産合計	350,579,467	354,374,789	△3,795,322

科目	当年度	前年度	増減
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	649,239	947,774	△298,535
未払法人税等	256,200	155,300	100,900
流動負債合計	905,439	1,103,074	△197,635
2. 固定負債			
長期借入金	58,849,549	65,463,470	△6,613,921
仮受金	70,000	70,000	0
固定負債合計	58,919,549	65,533,470	△6,613,921
負債合計	59,824,988	66,636,544	△6,811,556
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	290,754,479	287,738,245	3,016,234
一般正味財産合計	290,754,479	287,738,245	3,016,234
(うち基本財産への充当額)	5,000,000	5,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	18,526,351	21,085,351	△2,559,000
正味財産合計	290,754,479	287,738,245	3,016,234
負債及び正味財産合計	350,579,467	354,374,789	△3,795,322

令和元年度 正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	501	500	1
基本財産受取利息	501	500	1
受取会費	53,997,748	54,301,152	△303,404
一般受取会費	52,029,748	52,125,152	△95,404
部会受取会費	1,968,000	2,176,000	△208,000
事業収益	19,941,952	32,145,807	△12,203,855
研修事業収益	9,120,298	21,068,762	△11,948,464
広告事業収益	2,316,000	2,681,000	△365,000
簡易保険取扱手数料収益	350,296	506,416	△156,120
東京都中小企業共済手数料収益	750,696	714,229	36,467
厚生事業委託収益	1,118,298	1,126,000	△7,702
会館賃貸収益	3,712,000	3,532,000	180,000
複写機事業取扱手数料収益	1,085,743	1,654,039	△568,296
特別団体保険収益	398,867	396,093	2,774
通信回線代行収益	139,954	142,668	△2,714
ETC取扱手数料	949,800	324,600	625,200
受取補助金等	19,901,809	18,145,263	1,756,546
受取全法連助成金	18,172,700	16,560,900	1,611,800
受取東法連助成金	1,729,109	1,584,363	144,746
受取貢担金	3,822,170	3,931,244	△109,074
受取負担金	3,822,170	3,931,244	△109,074
業務委託収益	450,000	450,000	0
業務委託収益	450,000	450,000	0
雑収益	3,821,796	2,705,744	1,116,052
受取利息	3,071	3,325	△254
雑収益	3,629,928	2,477,049	1,152,879
損保協力謝金	188,795	225,366	△36,571
簡保受取利息	2	4	△2
経常収益計	101,935,976	111,679,710	△9,743,734
(2) 経常費用			
事業費	98,663,542	117,696,282	△19,032,740
給料手当	25,976,824	25,929,188	47,636
福利厚生費	5,348,447	4,994,567	353,880
会議費	23,399,555	27,912,616	△4,513,061
研修費	104,400	324,591	△220,191
旅費交通費	5,605,557	15,411,065	△9,805,508
旅費交通費共通	928,820	950,561	△21,741
通信運搬費	561,750	612,329	△50,579
共通通信運搬費	1,415,945	1,606,203	△190,258
減価償却費	5,329,821	5,546,023	△216,202
消耗品費	709,757	1,024,782	△315,025
修繕費	5,841,976	6,642,315	△800,339
印刷製本費	4,607,415	6,231,431	△1,624,016

科目	当年度	前年度	増減
光熱水料費	1,268,235	1,602,322	△334,087
賃借料	1,573,659	1,559,259	14,400
保険料	653,506	709,156	△55,650
諸謝金	580,000	667,200	△87,200
租税公課	1,972,930	1,925,662	47,268
租税公課2	745,000	1,197,600	△452,600
諸会費	318,500	358,500	△40,000
支払利息	659,267	670,228	△10,961
委託費	1,747,551	2,312,354	△564,803
広告宣伝費	635,444	656,488	△21,044
涉外費	1,081,586	1,189,184	△107,598
慶弔費	836,924	1,036,456	△199,532
表彰費	1,788,150	1,772,172	15,978
リース料	2,273,234	2,237,014	36,220
新聞図書費	101,514	98,633	2,881
支払手数料	1,171,994	1,172,361	△367
顧問料	978,000	972,000	6,000
雑費	447,781	374,022	73,759
経常費用計	98,663,542	117,696,282	△19,032,740
評価損益等調整前当期経常増減額	3,272,434	△6,016,572	9,289,006
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	3,272,434	△6,016,572	9,289,006
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	3,272,434	△6,016,572	9,289,006
法人税・住民税及び事業税	256,200	155,300	100,900
当期一般正味財産増減額	3,016,234	△6,171,872	9,188,106
一般正味財産期首残高	287,738,245	293,910,117	△6,171,872
一般正味財産期末残高	290,754,479	287,738,245	3,016,234
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	18,172,700	16,560,900	1,611,800
受取全法連助成金	18,172,700	16,560,900	1,611,800
一般正味財産への振替額	△18,172,700	△16,560,900	△1,611,800
一般正味財産への振替額	△18,172,700	△16,560,900	△1,611,800
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	290,754,479	287,738,245	3,016,234

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

建物、建物付属設備、ソフトウェアについては定額法、その他の減価償却資産については定率法により償却している。

(2) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
什器備品購入積立預金	3,559,000	0	2,559,000	1,000,000
建物減価償却引当預金	17,526,351	0	0	17,526,351
小 計	21,085,351	0	2,559,000	18,526,351
合 計	26,085,351	0	2,559,000	23,526,351

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に對応する額)
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	(5,000,000)	0
小 計	5,000,000	0	(5,000,000)	0
特定資産				
什器備品購入積立預金	1,000,000	0	(1,000,000)	0
建物減価償却引当預金	17,526,351	0	(17,526,351)	0
小 計	18,526,351	0	(18,526,351)	0
合 計	23,526,351	0	(23,526,351)	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	118,415,054	62,349,257	56,065,797
建物付属設備	10,119,749	5,274,996	4,844,753
構築物	200,000	199,999	1
什器備品	4,068,682	3,825,164	243,518
ソフトウェア	5,002,400	5,002,400	0
合 計	137,805,885	76,651,816	61,154,069

附属明細書

基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、「財務諸表に対する注記」の「2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりである。

第44回 通常総会のお知らせ

すがすがしい風がそよぎ、若葉輝く季節となりましたが、会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当法人会の運営につき格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記により第44回通常総会を開催いたしますので、ぜひご出席くださいますようご案内申し上げます。

尚、会員の皆様には、既に別途往復はがきにてご案内をさせていただきました。

出欠席に関わらず、必ずご返信ください。(4月20日郵便にて発送済)

尚、ご欠席の場合は、委任状にご捺印の上、ご返送ください。

記

日 程 令和 2 年 5 月 22 日(金)

場 所 足立区栗原三丁目10番16号(税務署裏) 西新井法人会館2階ホール

内 容 第44回通常総会 午後4時00分~

※ご出席を検討されている会員の皆様には、健康状態に留意いただき、無理をなされませぬようお願い致します。

※議案内容等詳細については、4月20日発送のはがきをご確認願います。

社会貢献委員会

足立区社会福祉協議会へ 未使用タオルの寄贈

日時:令和元年12月12日(木)
会場:足立区役所本庁



左より足立区社会福祉協議会大高常務理事、
当会の木本副会長(社会貢献担当)、松崎社会貢献委員長

西新井法人会社会貢献委員会活動といたしまして、
昨年12月12日に社会貢献委員会担当木本副会長とともに社会福祉法人足立区社会福祉協議会を訪問させていただきまして、西新井法人会各支部、会員様からお預かりした未使用タオル610本を寄贈して参りました。

この活動は社会貢献委員会発足以来欠かさず続けてきましたので、同協議会の大高常務理事より心からの感謝の言葉をいただきました。社会の一員として少しでもお役に立てていることを実感し安堵いたしました。

大高常務理事は、足立区の産業をはじめ様々な分野に見識をお持ちで、法人会からの寄贈訪問ということもあり、豊富な話題の中で楽しい時間を過ごさせていただきました。

今後も未使用タオルの寄贈を中心にして、当委員会は社会に貢献できる活動について協議を重ねて参りたいと思います。

今後とも会員の皆様のご協力と温かいご支援をいただきながら活動して参りたいと思いますので何卒よろしくお願い致します。

(社会貢献委員会 委員長 松崎 順治)

社会貢献委員会

第7回恋活パーティー延期について

2月29日土曜日に開催予定をしておりました、西新井法人会社会貢献委員会主催・研修委員会・青年部会後援の第7回『恋活パーティー』は、法人会会員の皆様の周知活動のお陰様をもちまして、男性、女性とも参加者定員を上回る申し込みをいただきました。

結果として大変申し訳なく思いましたが二十数名様の参加をお断りさせていただいて準備万端で開催日を待っておりました。ご承知の通りコロナウイルスの影響を考慮いたしまして、開催4日前に「延期」を決断させていただきました。

直前延期にあたりまして、西新井大師門前清水屋様、川村生花店様にはキャンセル等に寛大なご協力をいただき、また参加予定の皆様には『延期の件につきまして』事務局よりお一人お一人丁寧にご連絡をさせていただいた次第です。

大変残念ではありました、次回開催に向けては新たに万全の準備をして参りたいと思います。

今後ともご協力をお願い致します。

(社会貢献委員会 委員長 松崎 順治)

各種宴会・出張パーティ・お弁当承ります。

株式会社
レストラン



TEL 3870-4446 FAX 3870-4456
千住店

わかばケアセンター
WAKABA
居宅介護支援・訪問介護・デイサービス



地域密着の介護ネットワーク

足立区内に8拠点の
安心サポート体制

■事業所一覧

- デイサービスわかば
- わかばケアセンター五反野
- わかばケアセンター大谷田
- わかばケアセンター六町
- わかばケアセンター扇
- わかばケアセンター竹の塚
- わかばケアセンター綾瀬
- わかばケアセンター西新井
- わかばケアセンター伊興

わかばケアセンター
WAKABA
www.wakaba-care.co.jp

介護に関するお悩みなど、お気軽にご相談ください。
TEL 03-5809-6202

三部会

合同新年研修会

日時：令和2年2月7日（金）

会場：西新井法人会館



令和2年2月7日（金）、法人会館において「三部会合同新年研修会」が開催されました。

講師には西新井税務署副署長、住吉浩人様をお迎えし、ご出身の北海道を題材に『北海道の税務署勤務あれこれ』としてご講演戴きました。

大塚女性部会長の司会のもと、清水源泉部会長の開会のことばに始まり、ご挨拶を木村副会長より頂戴し、会は進行されました。

北海道は広いので、隣の税務署までとても遠く、1つの税務署がカバーする面積も広い。そのため、管内出張といえども宿泊が伴うこともあります。

北海道は広いので、隣の税務署までとても遠く、1つの税務署がカバーする面積も広い。そのため、管内出張といえども宿泊が伴うこともあり、

移動時間もかかるので、行程作りは悩みの種がありました。

また、北海道ゆえに冬の勤務は厳しく、官用車はスコップ、長靴、地図など完全防備。庁舎暖房は年末年始であっても3日に1度はボイラーを運転させ、除雪は毎日当番制。極寒の朝は建物の梁が軋む音が響き、水道管は凍るしと、北海道ならではの大変さがありました。

しかし、知床などの景勝地に加え、各地の日本酒やワインをはじめとする数々の美味しいものはもちろん、海沿いならば釣り三昧など、誇れるものやその土地ならではの楽しみが多くあります。

「苦あれば楽あり」ということなのかもしれない。と、お話し下さいました。

楽しい時間は早く過ぎ、小倉青年部会長の閉会の言葉で会は終了しました。

（女性部会 幹事 隅元 千代子）



『西新井法人会報』制作に関する 印刷会社見積り参加のお願い



西新井法人会では、年4回（奇数月発行）『西新井法人会報』を発行しております。このたび、下記により、印刷会社選定のために見積りを募集します。会員企業の中には、多数の印刷業の方々が活躍されていると存じますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

制作期間 第262号〔令和3年5月発行〕～
第269号〔令和5年1月発行〕
(奇数月発行)全8回

応募資格 一般社団法人西新井法人会の会員企業であること。
業者選定 広報委員会で審議の上、決定させていただきます。
発行部数 各号5,500部

記

応募方法 募集要項を本年5月26日まで配付しておりますので、必ずお電話の上、ご来館ください。

※募集要項に従って、提出期限までに見積りを提出願います。

お問合せ 一般社団法人西新井法人会 広報委員会
〒123-0842 足立区栗原3-10-16
Tel.3852-2511 Fax.3852-4795

一字を大切にしています。

- 取材、原稿整理、校正、レイアウトから印刷・製本・発送まで。
- 出版業務では、東版・日版などを通じての全国書店販売も承っております。
- 小説、評論、自分史、会社記念史、学校記念史、各種報告書、各種カタログ、社内報、地域報など。

株式会社のべる出版企画 ☎03-3896-6506

〒123-0864 東京都足立区鹿浜3-4-22 のべるリージョン2F

<http://www.novelsyuppan.com>

Email:novel-syuppan@nifty.com

原稿作成、出版、印刷、校正、レイアウトのことなら、
のべる におまかせください。

さくら観光バス株式会社

～記憶に残る旅のお手伝い～

大型観光バス 8台保有

36席×1台 夜行移動に最適!!

40席×4台 少し余裕を持った座席間隔

45席×3台 サロン席ならやっぱりこれ!!

※全車充電用コンセント／Free Wi-Fi 搭載

〒121-0831

東京都足立区舎人1-21-15

T E L:03-5647-6139

F A X:03-5647-6539

E-mail:info-t@sakura-kankou.jp

東京営業所



女性部会

新春 明治座観劇会 「川中美幸特別公演」鑑賞

日時：令和2年2月22日(土)

会場：明治座

川中美幸特別公演 観劇会に参加して

2月22日(土)2月というのに、おだやかな日ざしの暖かい日でした。

第一部 フジヤマ「夢の湯」物語は下町の銭湯のお話で、お父さんが始めた「夢の湯」を、どう残していくか？という物語でしたが、歌あり、笑いあり、おまけに美幸さんの落語ならず、楽語も飛び出し、ダンスショーも素晴らしかった。物語の中の、親の心子知らず、子の心親知らずのフレーズで親子の情はいつの時代も同じなのだと思います。又、まじめに働く大切さも痛感しました。休憩の合間に美味しいお食事もいただきました。

第二部 人、うた、心では、相変わらずの歌声に魅了され、一緒に出演された松井誠さんの日本舞踊はとても妖艶で圧巻でした。又、麻丘めぐみさんの歌も久しぶりに聞き、若かりし頃をちょっぴりなつかしみながら、本当に盛り沢山のメニューで、楽しい楽しいひと時を過ごすことが出来ました。お世話を来ていただいた皆様方に心から感謝申し上げます。

(女性部会 幹事 遠藤 交)



2020年2月4日(火)～25日(火)



法人会の



1日人間ドック型式 生活習慣病健診

くわしい内容等は、ご案内(封書)を
発送いたしますのでご参考下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会 涉外部
東京支部 〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18
TEL (03) 5767-1714 (直通)

小規模事業者の強い味方！

マル経融資

(小規模事業者)
(経営改善資金)



マル経融資は商工会議所が、日本政策金融公庫に推薦する無担保・無保証人の公的融資制度です。
詳しくは下記へご連絡ください。

※会員、非会員問わず利用できます。

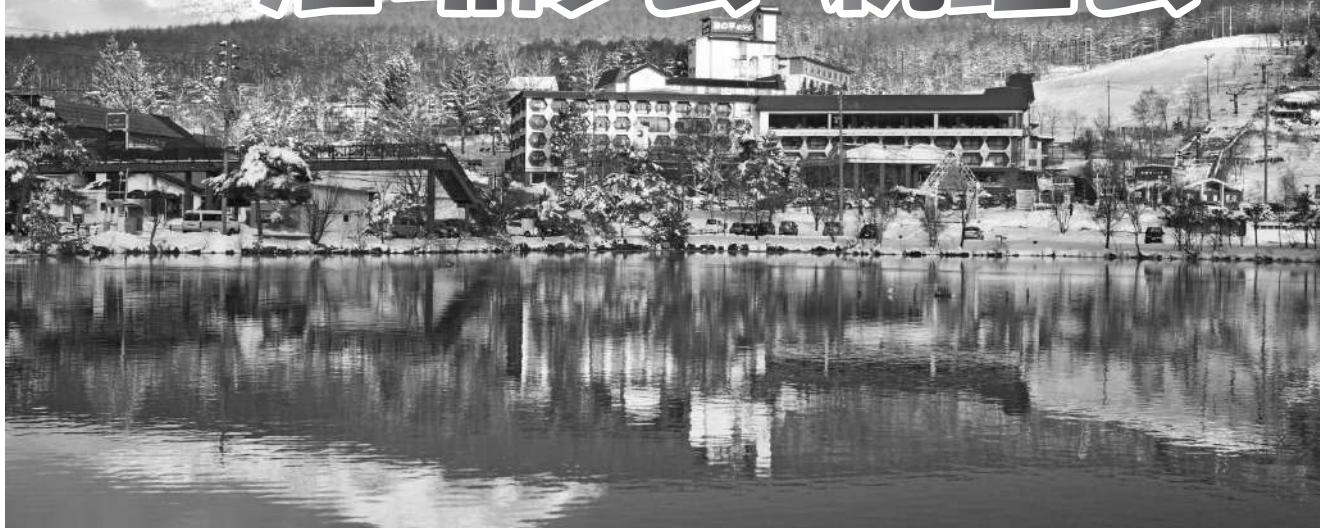
※その他、無料で税務・法律相談も実施しております。

お問い合わせ

東京商工会議所足立支部
☎ 3881-9200

第42回

一泊研修会・親睦会



開催日：令和2年7月5日(日)・6日(月)

場所：長野県/白樺リゾート

宿泊：池の平ホテル

長野県茅野市白樺湖

電話: 0266-68-2100



申込み

会費：お1人様 **29,000円**(現金のみ／小切手不可)

参加人数：400名(大型バス10台)予定

申込先：各支部厚生委員または事務局(申込みには下記の所定用紙をご使用下さい)

締切日 6月18日(木)

取消：6月22日(月)午後5時までに法人会事務局へご連絡があった場合は、会費をお返し致しますが、以後のキャンセルについてはご返金できませんのでご了承下さい。

-----キリトリ-----

第42回 一般社団法人西新井法人会一泊研修会申込書

法人名		氏名		男 女
住所	電話: ()	氏名		男 女
				令和 年 月 日
一般社団法人 西新井法人会厚生委員会 殿				

コース予定

7月5日(日)

足立区内各地 — 首都高速・中央道 — **談合坂SA(休憩・合流・出発式)** — 勝沼IC —
7:30集合 8:00出発 9:10 ~ 9:40

- **モンデ酒造(A班)／マルスワイン(B班)(見学・試飲)** — 山梨 FUJI フルーツパーク(昼食)
10:20 ~ 11:00 11:20 ~ 12:20
- 一宮御坂IC — 中央道 — **八ヶ岳PA(休憩)** — 諏訪南IC —
13:00 ~ 13:15
- **諏訪大社上社(参拝)** — 池の平ホテル
13:45 ~ 14:25 15:15

懇親会18:00 ~ 20:00 (予定)



7月6日(月)

池の平ホテル — 諏訪IC — 中央道 — 岡谷JCT — 長野道 — 安雲野IC —
8:30出発

- **大王わさび農場(見学)** — 安雲野IC — 長野道・上信越道 — 長野IC —
10:00 ~ 10:30
- **善光寺(参拝)** — **おぎのや長野店(昼食・解散式)** — 長野IC —
11:45 ~ 12:45 13:15 ~ 14:20
- 上信越道 — **横川SA(休憩自由)** — 藤岡JCT — 関越道 —
15:30 ~ 16:45
- **三芳PA(休憩自由)** — 外環道・首都高速 — **足立区内各地(解散)**
16:50 ~ 17:05 18:00頃着予定



※新型コロナウイルス感染が終息とならない場合は再延期又は中止となります。

連絡・問合せ先

法人会事務局

TEL: 3852-2511

FAX: 3852-4795

ワールド自興(株)

TEL: 3897-2809

FAX: 3897-2830



◆緊急連絡先◆

モンデ酒造	055-262-3161
マルスワイン	055-262-4121
山梨 FUJI フルーツパーク	055-262-7211
大王わさび農場	0263-82-2118
おぎのや長野店	026-293-2300

令和2年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

中小企業に対する交際費課税特例措置の2年延長と消費税の確定申告書提出期限の1ヶ月延長が実現！

政府は、令和元年12月20日に令和2年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた、交際費課税の特例措置及び少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の期限が2年延長され、軽減税率制度が導入された消費税の確定申告書の提出期限についても、1ヶ月の延長などが実現しました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出し、自らの経営資源以外の経営資源を活用し高い生産性が見込まれる事業を行う法人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、経済産業大臣の証明を受けた一定の企業の株式を取得し所有している場合に、取得価額の25%を限度として損金算入できる制度です。

保有しているだけで取得価額の25%相当を損金算入できるという点が特徴ですが、売却した場合や配当を受けた場合に、取崩し事由となるので注意が必要です。中小企業者は1,000万円以上の払込から、中小企業者以外は1億円以上の払込から、外国法人への投資の場合は5億円以上の払込から、となっています。

■5G(第5世代移動通信システム)投資促進税制の創設

青色申告法人で、特定高度情報通信等システム導入事業者に該当するものが、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の施行日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得をして、事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却または15%の税額控除が選択できる制度です。

■連結納税制度の見直し

連結納税制度は、連結親法人と子法人など企業グループの損益を通算できるメリットがある制度です。そのメリットはそのままに、グループ通算制度として、その仕組が令和4年4月1日以後開始する事業年度から変更になります。

従来は、親法人が子法人の所得も含めて代表して申告し、修正申告などの際に必ず親法人が行う必要があるため親法人に負担のかかる制度でした。グループ通算制度では、グループ法人間で損益通算をした上で、各法人が法人税の申告を行う仕組みとなります。

■交際費税制

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、中小法人が年間800万円の交際費まで損金算入できる制度についても2年延長されます。

接待飲食費の50%について損金算入を認める制度も2年延長されますが、資本金等の額が100億円を超える法人については、接待飲食費の50%について損金算入を認める制度から除外され、適用できないこととなります。

■企業版ふるさと納税の拡充

認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合の法人税額の特別控除について、適用期限が5年延長されます。また、従来の企業版ふるさと納税では、寄附金が損金算入されることに加え税額控除で実質40%の会社負担であったのが、税額控除の限度額が大きくなり会社負担は10%となります。

■投資要件の厳格化

大企業において、研究開発税制を適用する際に、国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとする要件は、30%を超えることとする要件に厳格化されます。また、大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除について、適用年度の国内設備投資額が当期償却費の90%以上とする要件について、95%以上へと厳格化されます。

いずれも、設備投資を積極的に行わない場合は、税の優遇を受けられないとする取扱いで、積極的な投資への後押しする趣旨の改正です。

■少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合に、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入できる制度が、2年延長されます。

所得税・住民税関係

■NISA制度の改正

未成年者が利用可能なジュニアNISAは、口座開設可能期間が予定通り令和5年12月31日まで、終了されることになりましたが、つみたてNISAの勘定設定期間は、令和24年12月31日まで、延長されることになりました。

一般NISAについては、令和5年12月31日まで、年間120万円まで投資できる制度は終了します。令和6年以降は①年間20万円までの投資信託への投資枠と、②年間102万円までの上場株式への投資枠の2階建ての構造になり、②の上場株式への投資を行うためには、その前提として①の投資信託への投資を行うことが必要となります。投資信託への投資枠については、その後つみたてNISAへ移行することが可能となります。

■未婚のひとり親に対する所得控除

未婚のひとり親の場合でも、①生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子がいる場合で、②親の合計所得金額が500万円以下である場合は、35万円の所得控除が認められることになります。

また、寡婦(寡夫)控除について、未婚のひとり親に対する所得控除と要件を同じくして、控除額が35万円に引き上げられます。従来の特例は廃止されることになりました。いずれも、令和2年分の所得税から適用されます。

■国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例の創設

個人が令和3年以後、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合に、国外不動産所得の損失がある場合には、国外中古建物の償却費に相当する部分は生じなかったものとみなされます。

国外の中古建物を購入して、中古建物に関する償却費を計上することで、赤字を作り、他の所得と通算することによる節税防止策です。

■低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利について、市区町村の長による確認がなされたもので、取得日から売却したその年の1月1日に所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されます。なお、譲渡対価の額は500万円以下であることが条件となります。

土地基本法等の一部を改正する法律の施行日から令和2年7月1日のいずれか遅い日から、令和4年12月31までの特例です。

消費税関係

■法人に係る消費税の申告期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限の延長特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出することで、その提出した日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1ヶ月延長されます。

この改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。申告期限の延長に伴い、延長された期間の消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を納付することになります。

法人税については、申告期限の延長が認められていきましたが、消費税については延長の特例が存在しないため、先行して消費税の確定申告をするという難しいスケジュールが必要とされていました。法人会を含めた各界からの要望により改正が実現しました。

■居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度

居住用賃貸建物として利用される可能性のある建物で、取得価額1,000万円以上のものについては、仕入税額控除の適用が認められないこととなります。ただし、取得の年度から3年間の間に住宅の貸付以外の貸付を行った場合や、譲渡した場合には、調整計算が行われ、課税売上に対応する部分については、税額控除が受けられる仕組みとなります。

従来の制度では、いったん課税仕入を認めた上で、課税売上割合に変動があるような場合に調整される仕組みでした。ところが、居住用賃貸建物のように本来は非課税売上のために取得する場合でも、金地金の売買などにより課税売上割合を意図的に高めることで、全額控除できてしまうという問題点があつたため、それを防止する趣旨での改正となりました。

令和2年10月1日以後に仕入を行った居住用賃貸建物から適用されます。ただし、令和2年3月31日までに契約している場合は、この制度は適用とならず、従来どおりの取扱いとなります。

■住宅の貸付けに係る契約において貸付けの用途が明らかでない場合の取扱い

住宅の貸付に係る契約で、貸付けの用途が明らかでない場合であっても、その貸付けの用に供する建物の状況等から居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税は非課税となります。

従来は、契約書で居住用であることが明らかである場合のみ非課税として取り扱われてきましたが、契約上明確でない場合は、実態により判断することになりました。居住用賃貸建物に関する特例を外すために、居住用と明記しないケースなどに対応したものと考えられます。令和2年4月1日以後に行われる貸付について、適用されます。

■高額特定資産の取得をした場合の特例の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度への適用制限をする措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けた場合も加えられることになります。令和2年4月1日以後に、棚卸資産の調整を受けた場合に適用されます。

国際課税

■子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

特定関係子法人から受ける配当等が株式等の簿価の10%を超える場合に、益金不算入相当額を、その株式等の簿価から引き下げるようになりました。

受取配当金の益金不算入を利用した上で、譲渡損を計上するスキームが利用できなくなります。

その他

■振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請を行うことを可能とするとともに、その際に電子署名及び電子証明書の送信が不要となります。令和3年1月1日以後の申請から適用できます。

■納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

振替納税を利用している個人が、他の税務署管内へ異動した場合に、納税地の異動届出書に、異動後も従前の金融機関から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後も継続して振替納税が利用可能となります。令和3年1月1日以後に提出する、異動届出書から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聰一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



2020年度税務職員募集

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇ 受験資格 ◇

- 1 令和2年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和3年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込手続 ◇

- 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。
[\[http://www.jinji-shiken.go.jp/jukan.html\]](http://www.jinji-shiken.go.jp/jukan.html)
- 2 受付期間
令和2年6月22日（月）9時から令和2年7月1日（水）まで[受信有効]
- 3 受験案内交付期間
令和2年5月8日（金）から令和2年7月1日（水）まで
9時から17時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[\[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm\]](http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm)

◇ 試験日 ◇

- 第1次試験 令和2年9月6日（日）
第2次試験 令和2年10月14日（水）から令和2年10月23日（金）まで
のうち指定された日時

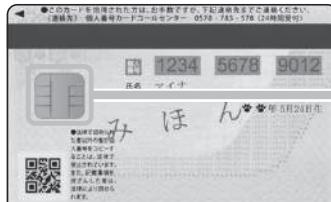
(注) 詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係（電話(03)3542-2111 内線2162）までお尋ねください。

これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあなたの顔写真入り!
「身分証明書」として使えるよ!



<おもて面>



<うら面>

うら面のICチップにあなた本人であることを証明する、「電子証明書」が入っているよ!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

くらしを便利に!マイナンバーカード!



身分証明書になる!

ライブ会場の入場、携帯の契約、会員登録などに使える!



各種証明書をコンビニで取得できる!

全国のコンビニで、住民票の写しや課税証明書などが取得できる!
※市区町村によってサービス内容が異なります。
※毎日 6:30～23:00までとなります。



ポイントで買い物ができる!

2020年度実施予定!
地域の商店やオンラインでお買い物に使える!



健康保険証として使える!

2021年3月(予定)からスタート!
ピッとかざすだけでOK!
とっても便利に!

スマホ・パソコンでラクラク!

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続ができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバー

平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時30分(年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

マイナンバーカードの申請方法はこちら



<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

通知カード、マイナンバーカード

その他のお問合せ

050-3818-1250

050-3816-9405

マイナンバーシステムについて

Inquiries about My Number System

0120-0178-26

通知カード、マイナンバーカード

Inquiries about Notification Card and My Number Card

0120-0178-27



広げよう
企業保障の
大きな傘を



総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い
病気のリスク

病気による
身体障がい者数の割合

約52.5% >

事故・けがによる
身体障がい者数の割合 約12.5%

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに大同生命独自に集計)

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合は。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

 **Daido** 大同生命保険株式会社

上野支社/
東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)
TEL 03-3831-7050

 AIG 損害保険株式会社

東京第一プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6864-7041

令和2年4月より
AIチャットボットによる都税お問い合わせサービスを
開始しました

<利用方法>

- 1 主税局ホームページにアクセス

東京都主税局

検索

- 2 ホームページ右下のバナーを選択

お問い合わせにチャットで
お答えします。



<特長>

- 24時間365日、パソコンやスマートフォンから利用可能です。
- チャット(会話)形式で誰でも簡単にお問い合わせができます。
- 都税に関する一般的なお問い合わせにお答えします。

お問い合わせ先　主税局総務部総務課相談広報班 ☎ 03-5388-2925

1時間まで無料。お気軽にどうぞ!!

法人会の 法律相談



1.申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL : 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時～午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合もあります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を告げてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2.利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。（同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。）

3.相談内容

法律全般。（相続等会社業務以外の相談も可。）

4.担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所（令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更）
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL: 03-3592-0541 FAX: 03-3592-0543

5.相談場所

左記法律事務所

交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分
JR「新橋」駅（烏森口）徒歩7分

6.その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(東京法人会連合会が負担します。)
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円（別途消費税）です。
その場で実費をお支払いください。



△お問い合わせ先 (一社)東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

警察だより ▶▶

高齢歩行者が被害に遭う 交通死亡事故連続発生!

令和元年中 高齢者交通死亡事故の特徴



いつも道でもルールは守る

- 昨年都内では交通事故により亡くなられた133人のうち、高齢者が55人と全体の41.4%を占めています。
- 亡くなられた高齢者のうち、32人は歩行者で、半分以上の19人に何らかの交通違反（信号無視、横断禁止場所横断等）がありました。
- 高齢歩行者のうち、24人（75%）が横断中に事故に遭っています。

信号を守りましょう！

「急いでいるから」「車が来ていないから」 横断禁止の標識がある場所は、幅の広いといつて、赤信号で道路を渡るのは大変 道路や交通量の多い道路です。危険です！青信号まで待ちましょう。道路を渡るときは、遠回りでも必ず

横断場所の横断はやめましょう！

TOKYO
ルール
横断歩道や歩道橋を渡りましょう。

★ 西新井警察署 03-3852-0110 交通課：内線4112

消防署だより ▶▶



消防団員募集

～今 あなたの力が必要です！～

消防団は、それぞれの職業に就きながら、我が街を守るとの使命感のもと、火災や風水害、震災などが発生した際に、地域防災の要として活躍しています。

《特別区の消防団協力事業所の紹介》

弘済運輸株式会社 (足立区伊興二丁目1番22号)

弘済運輸株式会社は、西新井消防団に従業員6名が入団しています。令和2年1月に、特別区の消防団協力事業所として認定されました。

皆さんの事業所でも、西新井消防団に入団して地域社会に貢献してみませんか！



弘済運輸株式会社 代表取締役社長
矢崎 敏央さん

入団資格

消防団の区域内に居住、勤務、または通学し、18歳以上の健康な方

問合せ先

西新井消防署ホームページ [西新井消防](#) で検索！！

西新井消防署 TEL 3853-0119 大師前出張所 TEL 3886-0119
上沼田出張所 TEL 3855-0119 本木出張所 TEL 3889-0119
舍人出張所 TEL 3856-0119



申告期限までに申告や納付ができないとき

東京税理士会 西新井支部
税理士 添田 裕美

法人税は、納税者が自ら税務署へ申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を自ら納付する申告納税制度を採用しております。

申告期限内に申告できなかったとき

申告しなければならない人が期限内に当初の申告をしておらず、申告期限を過ぎてから申告することを期限後申告といいます。期限後申告の場合、延滞税のほかに無申告加算税や重加算税がかかる場合があります。

申告期限内に申告することができないやむを得ない理由

「災害その他やむを得ない理由」により、申告期限が延長されることがあります。

東日本大震災の際は、平成23年3月15日付の国税庁の告示により5つの県を指定して申告及び納付等の期限延長が行われました。

最近では新型コロナウイルス感染症の影響により、所得税、個人の消費税、贈与税の申告納付期限が令和2年3月16日から令和2年4月16日に延長されました。

納付期限までに納税できない場合

国税を滞納すると、財産の差し押さえなどの滞納処分を受ける場合があります。

一方、法令の要件に該当するときは、財産の差し押さえや換価(売却)が猶予される制度があります。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方には納税猶予があります。



下記の要件をすべて満たした場合に、税務署に申請することで1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。

1. 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
2. 納税について誠実な意思を有すると認められること
3. 換価の猶予を受けようとする国税以外の滞納がないこと
4. 納付すべき国税の納期限から6ヶ月以内に申請書が提出されていること
5. 原則として、担保の提供があること

税務署の所定の審査を経て猶予が認められると、原則1年間の猶予や猶予期間中の延滞税の一部免除、財産の差し押さえや換価(売却)の猶予が認められます。

また下記のケースのように個別の事情により納税猶予が認められる場合があります。

ケース1

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で行われた消毒作業で備品や棚卸資産を廃棄した等、災害により財産に相当な損失が生じた場合

ケース2

ご本人や生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

ケース3

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業した場合

ケース4

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により著しい損失を受けた場合

該当される方は、所轄税務署の徴収担当にお早目にご相談してみて下さい。

“足立区唯一の葬儀設備”が整っている

足立鹿濱會館 葬儀社

足立区の葬儀屋唯一の葬儀設備・式場を持つ葬儀社です。

葬儀、密葬、家族葬、社葬、自由葬、音楽葬、神式葬、キリスト教などのお葬式。

谷塚斎場、町屋斎場など火葬場や集会場、自宅、家でのお葬式。

あせらず、慌てず。まずはご相談ください。ご葬儀のプロが24時間対応致します。

ご安心ください。信頼できるご葬儀の全てを安心の価格でお手伝い致します。

また、「葬儀ローン」も取り扱っていますので、ご相談ください。

24時間いざというときの為に

0120-084-622

お気軽にお電話ください。

内閣府認定 NPO 法人全国葬送支援協議会 東京本部指定葬儀社

足立鹿濱會館 葬儀社

足立区鹿浜 6-37-1 (鳩ヶ谷街道沿い・皿沼交番前)

●家族・親族様の宿泊施設完備●宗教宗派を問わず、どなたでもご利用できます
●霊安室完備 (ご自宅に安置できない方、病院から直接安置できます)

ホームページ <http://www.adachi-sk.co.jp>

催しものインフォメーション

コロナウイルスの蔓延により、多くのイベントや会議が中止又は延期せざるをえなくなりました。準備等に携わっていただきました皆様、大変残念ですが延期になった際にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1月

日付	内 容	場 所
20日(月)	厚生委員会	法 人 会 館
21日(火)	社会貢献委員会	法 人 会 館
23日(木)	サービス事業委員会	法 人 会 館
24日(金)	源泉部会役員会	法 人 会 館
24日(金)	第5ブロック合同研修会	法 人 会 館
28日(火)	西新井納税六団体主催「新年賀詞交歓会」	法 人 会 館
29日(水)	女性部会幹事会	法 人 会 館

2月

日 付	内 容	場 所
4日(火)	源泉部会役員会	法 人 会 館
4日(火)	源泉部会研修会	法 人 会 館
5日(水)	広報委員会	法 人 会 館
6日(木)	ブロック長会	法 人 会 館
7日(金)	三部会合同研修会	法 人 会 館
12日(水)	総務委員会	法 人 会 館
13日(木)	財務委員会	法 人 会 館

2月

日 付	内 容	場 所
14日(金)	研修委員会	法 人 会 館
18日(火)	源泉部会役員会	法 人 会 館
19日(水)	税制委員会	法 人 会 館
22日(土)	女性部会観劇会	法 人 会 館
25日(火)	ブロック長会	法 人 会 館
28日(金)	8ブロック27支部合同研修会	延 期
29日(土)	第7回恋活パーティー	延 期

3月

日 付	内 容	場 所
5日(木)	女性部会正副部会長会	法 人 会 館
5日(木)	女性部会幹事会	延 期
10日(火)	厚生委員会	法 人 会 館
11日(水)	源泉部会役員会	書 面 報 告
12日(木)	青年部会正副部会長会	つきじ会議室
13日(金)	サービス事業委員会	書 面 報 告
15日(日)~16日(月)	第42回西新井法人会一泊研修会	延 期

4月

日 付	内 容	場 所
4日(土)~5日(日)	「千本桜まつり」参加	中 止
8日(水)	源泉部会役員会	中 止
8日(水)	源泉部会第45回定時総会	書 面 報 告
10日(金)	研修委員会	書 面 報 告
15日(水)	財務委員会正副委員長会	法 人 会 館
16日(木)	総務委員会	書 面 報 告
24日(金)	臨時理事会	書 面 報 告
27日(月)	青年部会第41回通常総会	書 面 報 告
28日(火)	女性部会第41回通常総会	書 面 報 告

5月

日 付	内 容	場 所
22日(金)	第44回通常総会	法 人 会 館
29日(金)	広報委員会	法 人 会 館

6月

日 付	内 容	場 所
3日(水)	源泉部会役員会	法 人 会 館
3日(水)	源泉部会第1回研修会	法 人 会 館
10日(水)	社会貢献委員会	法 人 会 館
12日(金)	研修委員会	法 人 会 館
17日(水)	総務委員会	法 人 会 館
19日(金)	サービス事業委員会	法 人 会 館
19日(金)	収益事業推進会議	法 人 会 館
22日(月)	厚生委員会	法 人 会 館
25日(木)	税制委員会	法 人 会 館

7月

日 付	内 容	場 所
5日(日)~6日(月)	第42回西新井法人会一泊研修会	長 野 県
7日(火)	広報委員会	法 人 会 館
20日(月)	ブロック長会	法 人 会 館
20日(月)	支部長会	法 人 会 館
22日(水)	財務委員会	法 人 会 館

8月

日 付	内 容	場 所
3日(月)	税制委員会	法 人 会 館
6日(木)	第179回定例理事会	法 人 会 館
17日(月)~21日(金)	令和2年度「第一回成人病検診」	法 人 会 館
27日(木)	社会貢献委員会	法 人 会 館

御存知ですか？こんな有意義な説明会が、行なわれています。

決算法人説明会

冒頭に軽減税率の説明を行います。
法人税、消費税の決算時のチェックポイントを
東京税理士会西新井支部の税理士が説明します。

■受講料、テキスト代は無料です。

月 日	時 間	場 所
令和2年6月18日(木)	14:00～16:30	法人会館
8月27日(木)	14:00～16:30	法人会館

新設法人説明会

法人設立時の税務手続、源泉徴収のしかた、
及び消費税等について、西新井税務署の担当者が説明します。

■受講料、テキスト代は無料です。

月 日	時 間	場 所
令和2年7月16日(木)	14:00～16:00	法人会館
9月17日(木)	14:00～16:00	法人会館

※上記日程については、急遽変更になる場合もありますので、ご了承ください。

表紙の ことば 「笠間稲荷神社の藤」 vol.258

表紙の写真は茨城県笠間市、笠間稲荷神社の境内の藤棚に咲いている藤の花です。笠間稲荷神社には講があり毎年、藤の花が咲くころお参りに行っています。近くには日動画廊が創設した笠間日動美術館があります。この美術館には美術の教科書に載っている有名な絵画が多数あります。この笠間地域は益子を含めて陶器の生産地で登り窯が多数あります。日用品の陶器でなく作品として陶器を作っている陶芸作家が300名近くいるようです。私の知り合いで益子の陶芸家で人間国宝である浜田庄司さんの弟子で、明石庄作さんがおります。毎年、わずかながら個展に赴き、作品を購入しています。骨董の趣味はないですが、明石さんが人間国宝になり、作品の価格が上がるのを今から楽しみにしています。

(広報委員会 副委員長 永田一雄)

編集後記

物案じ

地球温暖化や異常気象により南極の氷も溶け、日本各地が暖冬に伴う雪不足。中国湖北省武漢市から広がった新型コロナウィルスは、重い肺炎のため多くの死者を出し、世界経済にも悪い影響を与えていた。新型コロナウィルスの感染拡大を受け、各地ではイベント中止も相次いでいる。今が流行の初期段階とみられ、こまめに手洗い、うがい、マスクを着用することが重要とのこと。だがそのマスクも品薄になってしまい買えない状況が続いている。

日本ではオリンピックが、私の周りではお花見が安心して出来るのであろうか?

(舍人支部 広報委員 大澤守彦)

〈訃報〉

一般社団法人西新井法人会

理事（入谷支部長）

横矢誠治氏

ご逝去 享年 78歳



横矢誠治氏は去る令和元年12月22日ご逝去なさいました。

横矢誠治氏は平成13年から平成26年まで入谷支部の副支部長、平成27年～令和元年まで理事（入谷支部長）を務められ、18年間もの間当会の組織基盤の充実化にご尽力いただき、平成27年には東京法人会連合会より永年勤続功労表彰を、平成30年には西新井税務署長感謝状を受彰されました。

改めて、氏の生前の法人会へのご功績並びに各界へのご功績に対しまして感謝申し上げますとともに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



風景画・風景写真

募集中

会員の皆様から『西新井法人会報』の表紙を飾る
風景画・風景写真を募集しています！



法人会員の税務無料相談室



法人会では、東京税理士会西新井支部にお願いして、会員のあらゆる税の相談、記帳指導の相談室を開設いたしております。お気軽にご利用ください。

毎週一回、予約制により、待ち時間のないよう実施しています。
あらかじめ電話で予約してください。

栗原3丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション103号
東京税理士会西新井支部（西新井税務署隣り）

TEL (3889)4608～9

第258号 令和2年5月10日

発 行 一般社団法人 西新井法人会

足立区栗原三丁目10-16 TEL 03(3852)2511

<http://www.tohoren.or.jp/nishiarai/>

編 集 広報委員会

印 刷 所 株式会社 Label Innovation

埼玉県蓮田市閏戸760-1 2F TEL 048(872)7272

区民葬・互助会葬より 低価格!

テレビでおなじみ「安心プラン」でのご葬儀!!

1日葬 198,000円からのプランをご用意しております。



西新井会館



日本典礼
イメージキャラクター 浅香光代先生

日本典礼 西新井会館ご案内図



●お車
 ■環七江北陸橋より尾久橋通り北へ約3分
 ■首都高速川口線扇大橋 足立入谷より約10分
 ●電車・バス
 ■舍人ライナー西新井大師駅 西口より徒歩2分
 ■東武伊勢崎線西新井駅西口より
 東武バス 北千住駅前 徒歩約1分
 東武バス 鹿浜都市農業公園行き
 西新井大師駅 下車徒歩約1分

ニッテンヘゴー 0120-210-500

年中無休 24時間対応・相談無料

弊社のホームページで詳しく
ご紹介しております。

日本典礼 検索

ワールド観光バス(株)

小型バスから~大型バスまで



平成23年、公益社団法人日本バス協会は[SAFETY BUS]
(貸切バス事業者安全性評価認定制度)をスタートさせました。
厳しい条件を満たした会社だけに[SAFETY BUS]が発行されます。

きめこまやかな社員教育で安心、安全、快適な
バスの旅を提供する為に取り組んでいます。

当社にも23年12月、認定証番号 11-0207で
シンボルマークのステッカーが交付されました!

本社 〒123-0862 東京都足立区皿沼1-13-3
電話 03(3897)2809 FAX 03(3897)2830
営業所 東京・品川・埼玉・神奈川
ホームページ <http://www.worldbus.co.jp/>

格安レンタカー!配車も可能!マンスリー、短期リースプランもご用意!

足立レンタカー



楽しみ方いろいろ 各種プラン有

取扱い車種多数!
シーズン中は
早めのご予約を!

Tel. 03-5856-9204

長期リースの場合もお気軽に
ご相談ください!

足立レンタカー (東京ユーポス)
〒 121-0836 東京都足立区入谷 5-15-13
HP. <http://www.tokyo-upohs.jp> (東京ユーポス)

初心者の方、経験者の方、どちらも歓迎!!

MS WORKS

GOLF SCHOOL & GOLF SHOP

インドアゴルフスクール / ゴルフショップ
シャフト、グリップ交換

定休日 / 火曜日

東京都足立区谷在家2-12-3 TEL. 03-5837-4344

**『西新井法人会報』
広告募集!**



掲載料金・スペース

一 枠 (天地 50mm × 左右 83mm)	¥10,000 [1回]
二 枠 (天地 50mm × 左右 175mm)	¥20,000 [1回]
A4 タテ (天地 297mm × 左右 210mm)	¥100,000 [1回]

※掲載は、4回単位になります。
 ※掲載に関しては、広報委員会において、広告
内容を審議した上で、掲載を決定致します。
 ※上記は全て消費税込の金額になります。



Every day that I missed practicing
takes me one day longer to be good.

練習を休めば、その分だけ上達するのが遅くなる。

ベン・ホーガン

トーキョージャンボゴルフセンター



<http://www.tokyo-jumbo.co.jp/>

東京ジャンボ

検索

足立区入谷9-26-1

03-3853-0562

SINCE
1970

不動産の
プロフェッショナルとして
最適な
ライフステージを
ご提供



No.15ビル



No.10ビル



No.11ビル



No.12ビル



No.13ビル



まさひろ商事不動産本社ビル

賃貸

売買

事業用

管理

不動産コンサルティング

創業1970年、足立区の不動産に特化し、地域に密着した不動産会社ならではの対応、情報の提供に努めております。足立区の不動産情報なら、まさひろ商事不動産におまかせください。

賃貸・売買仲介・管理だけでなく総合的な不動産コンサルティングを行い、インターネットを最大限に利用しています。



地域密着経営。足立区の不動産のことなら

まさひろ商事不動産(株)

まさひろ商事

検索

谷在家駅より徒歩5分

足立区谷在家1-8-12 まさひろ商事ビル1F



03-3890-8314